

内閣参質第二八号

昭和二十五年二月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出北海道産いらくさについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出北海道産いらくさについての質問に対する答弁書

昭和二十三年六月十六日附二三織第六一五六号商工省纖維局長名各商工局長及び各需要者宛「昭和二十三年度産野生苧麻需要者別配分に関する件」通牒の工場別配分表は別添(一)写の通りであり、配分先工場名、同配分数量、出荷先府県別及び同出荷数量等の詳細明確なる指示を、北海道いらくさ集荷時期である十月以前のはるか数ヶ月前に処置している。

右によつて集荷者(原草販売者)である北海道販売農業協同組合連合会(以下單に北販連と呼ぶ。)が当然讓渡の經濟交渉を行うことが商取引の常道であると思はれる。現に内地産のいらくさについては、その集荷者より、いらくさの集荷につき、中央に適時報告をなし、別添(一)の写の如き配分計画に基き集荷者と需要者との間に隨時円滑なる引取が行われ、内地分については、全然かかる問題を起していないのであつてこの点より觀るも本件は主として集荷者たる北販連の中央官庁並びに現地關係官庁への連絡の不充分な点と、需要者に対する適切なる措置を欠いた結果と考へる。

北海道庁より昭和二十三年十一月二十七日附で工場別配分の問合せが来たので直ちに電報をもつて集荷数量の報告をもとめたところ、昭和二十四年一月二十一日電報をもつて原草集荷数量を報告して来た次第である。よつて直ちに二月上旬から農林省、商工省、北販連並びに雜纖維工業連合会(以下單に雜纖維と呼ぶ)は、当面の状況に即応するいらくさ收納問題の具体的な話を進めたのである。

その結果昭和二十四年四月一日に至り雜纖維と北販連との原草受渡契約書並びに覺書を取交し、兩者異

議なく田満に原草受渡について交渉が成立したわけであり、その内容は利添(二)写の如くである。

その後実物の送付に当つて相当量の腐敗品があつた為に、右契約書及び覚書の條項により、損失の責任が明確になつたのであるが、このことが、今日の問題を招来したと考へられる。なお質問書に言う如く四月一日以前に工場別配分計画がなかつたのではなく既に前年六月に配分計画がたてられていたことは、前述により御承知の通りであつて、四月に行われた配分計画は此の問題処理のために、とられた再配分計画であり、問題が実際に中央に移された二月上旬以来四月の再配分迄に要した時間は問題の性質よりして、止むを得ないものと認められる。

右のように原草が腐敗した場合、関係者が、責任を負うと約束した事項について欠損の補償を政府当局から負うことは不可能なことである。以上より前回答弁書に言う供給者の責任とは集荷者たる北販連にあるので採集者たる生産農民を意味するものでないことも了解願いたい。

しかし本件については、集荷者の事情も考慮して、できるだけ希望物資の特配等によつて田満なる解決をはかることとし、種々物資を配慮したのであるが北販連当事者の希望により先の答弁書を記載せるゴム製品(ゴム長靴 二、〇〇〇足) (地下足袋 五、〇〇〇足) をすでに割当し、追加分として地下足袋一〇、〇〇〇足の割当も二月二十一日決定を見ている次第である。

なお、本件については、一月十日附質問書を提出されたので、一月三十日附答弁書で回答したのであるが、二月二十日附更に質問書の提出があつたので、あらためて答弁書を提出する。

別添(一)

昭和二十三年度野生苧麻工場別配分表

(單位貫)

県名	配給先工場名	割当	出	荷	県	別	数	量
北海道	旭川紡績	10,000	北海道	10,000				
(東)								
(北)								
山形	東北農化	3,000	山形	5,000	青森	5,000	北海道	3,000
"	山形県加工織物	14,000	"	5,000	福島	5,000	"	4,000
"	日需工業会社	18,000	北海道	18,000				
"	東洋織維	34,000	"	34,000				
"	興亜織維	18,000	"	18,000				
"	長井化学	15,000	山形	5,000	福島	3,000	秋田	8,000
福島	協和化学	14,000	福島	3,000	北海道	3,000		
"	全農会津	13,000	"	11,000	"	6,000		
宮城	全農鳴子	10,000	宮城	5,000	福島	5,000		
計		149,000						

(關東信越)

群馬	扶桑製織	一八,〇〇〇	群馬	七,〇〇〇	栃木	三,〇〇〇	北海道	八,〇〇〇
〃	關東桑皮工業	一六,〇〇〇	〃	六,〇〇〇	〃	三,〇〇〇	〃	八,〇〇〇
〃	杉元有限	一七,〇〇〇	〃	七,〇〇〇	茨城	二,〇〇〇	〃	八,〇〇〇
〃	青木織維	五,〇〇〇	〃	二,〇〇〇	北海道	三,〇〇〇	〃	〃
〃	日本織維	一三,〇〇〇	〃	五,〇〇〇	〃	八,〇〇〇	〃	〃
〃	帝國纖維化工	一九,〇〇〇	〃	九,〇〇〇	〃	一〇,〇〇〇	〃	〃
〃	宗川織維	三,〇〇〇	〃	一四,〇〇〇	〃	二〇,〇〇〇	〃	〃
〃	全農群馬	三三,〇〇〇	〃	一〇,〇〇〇	〃	一三,〇〇〇	〃	〃
埼玉	松木產業	一六,〇〇〇	埼玉	五,〇〇〇	〃	一一,〇〇〇	〃	〃
東京	丸源新興纖維	一六,〇〇〇	〃	八,〇〇〇	東京	二,〇〇〇	北海道	九,〇〇〇
神奈川	太田織維	四〇,〇〇〇	神奈川	一,〇〇〇	埼玉	六,〇〇〇	〃	三,〇〇〇
〃	相模織維	二七,〇〇〇	〃	一,〇〇〇	〃	三,〇〇〇	〃	三,〇〇〇
〃	神山製綿	二〇,〇〇〇	〃	一,〇〇〇	〃	三,〇〇〇	〃	一六,〇〇〇
山梨	石和織維	二五,〇〇〇	山梨	五,〇〇〇	北海道	二〇,〇〇〇	〃	〃
長野	丸和諏訪	三三,〇〇〇	長野	一〇,〇〇〇	〃	一三,〇〇〇	〃	〃



川島織維	長谷虎産業	岐阜 帝国特殊織維	三 重 德 善	全 農 三 重	三 重 壽 織 維	岐 阜 敷 島 工 業	明 野 織 維	三 重 三 重 織 維	愛 知 県 苧 麻
10,000	10,000	33,000	15,000	51,000	27,000	27,000	26,000	29,000	50,000
岐 阜	岐 阜	北 海 道	群 馬 郡	北 海 道	山 口	福 井	三 重	北 海 道	三 重
10,000	10,000	23,500	20,000	11,000	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000
〃	〃	〃	富 山	〃	京 都	兵 庫	〃	〃	富 山
〃	〃	〃	2,000	〃	2,000	2,000	〃	〃	2,000
〃	〃	〃	石 川	〃	島 根	岡 山	〃	〃	石 川
〃	〃	〃	10,000	〃	2,000	2,000	〃	〃	2,000
〃	〃	〃	1,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	1,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	7,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(近畿)

富山	ニシヤ纖維	三〇,〇〇〇	富山	三〇,〇〇〇	北海道	八,〇〇〇		
石川	北陸産業	三三,〇〇〇	石川	一〇,〇〇〇	富山	二,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇
丸越	越織維	二七,〇〇〇		一〇,〇〇〇		七,〇〇〇		一〇,〇〇〇
計		四四〇,〇〇〇						
福井	春江産業	一〇,〇〇〇	福井	五,〇〇〇	北海道	五,〇〇〇		
大阪	横田晒綿	一〇,〇〇〇		一,〇〇〇	秋田	二,〇〇〇	北海道	七,〇〇〇
	五光織維	四〇,〇〇〇		二,〇〇〇	滋賀	三,〇〇〇	岩手	七,〇〇〇
	尾崎工業	一〇,〇〇〇	福井	一,〇〇〇	山形	六,〇〇〇	北海道	七,〇〇〇
	日尾織維	一〇,〇〇〇		一,〇〇〇		二,〇〇〇		七,〇〇〇
	曙製綿	一〇,〇〇〇		一,〇〇〇		三,〇〇〇		七,〇〇〇
	帝國産業	空,〇〇〇		一,〇〇〇	滋賀	三,〇〇〇	山形	一〇,〇〇〇
	小林資材	一七,〇〇〇	北海道	五二,〇〇〇				
	敷島工業	三三,〇〇〇	滋賀	一,〇〇〇	山形	三,〇〇〇	北海道	一四,〇〇〇
	磯野化学	三三,〇〇〇		二,〇〇〇		三,〇〇〇		一七,〇〇〇
				一,〇〇〇				一〇,〇〇〇





(中 国)

岡山 旭 織 維 六,000

池 内 精 練 一六,000

内 外 織 維 一〇,000

第 一 植 織 二,000

鳥 取 倉 吉 織 維 四,000

広 島 山 陽 織 維 一八,000

福 山 織 維 一四,000

山 口 織 維 一四,000

計 三三,000

岡山 六,000 島 根 三,000 熊 本 一五,000  
長 崎 一四,000 佐 賀 二,000 宮 崎 二,000  
北 海 道 二六,000

岡 山 二,000 島 根 一,000 熊 本 一三,000

鳥 取 六,000 宮 崎 三,000 北 海 道 三,000

鳥 取 三,000 大 分 一七,000

熊 本 二,000 宮 崎 三,000 北 海 道 三,000

広 島 三,000 山 口 八,000 宮 崎 三,000

大 分 五,000 宮 崎 八,000

広 島 三,000 宮 崎 二,000

山 口 三,000 宮 崎 二,000

(四 国)

徳 島 徳 島 桑 織 維 三,000 徳 島 五,000 香 川 一,000 愛 媛 七,000

日 東 織 維 一五,000 高 知 一〇,000

愛媛 八幡浜 雜纖維 二,000 愛媛 二,000

計 三九,000

(九州)

福岡 共和化学纖維 四,000 福岡 三九,000 長崎 一四,000 北海道 二,000

〃 九州 精練 一〇,000 〃 一〇,000

佐賀 晃陽纖維 三,000 佐賀 三,000

鹿兒島 藤倉纖維 一六,000 鹿兒島 一六,000

〃 三州 織維 一〇,000 〃 三,000 宮崎 七,000

大分 全農大分 一〇,000 大分 一〇,000

熊本 全農熊本 一〇,000 熊本 一〇,000

〃 〇たふく産業 一五,000 福岡 一五,000

計 二四,000

合 計 二,000,000

別添(二)

昭和二十三年産蕁麻乾茎取扱に関する覚書

遠藤三次(以下甲と称する)は北海道販売農業協同組合連合会(以下乙と称する)が蕁麻乾茎取扱に就ての

事情を諒解し昭和二十三年産苧麻乾茎の受渡に關し双方実務の円滑を図る為め茲に覚書を作成するものとする。

記

一、第二條(四)の原草品質の高度化を図る為めのものであるから基準に拘わらず一七・一八パーセント程度のもので諒承する。

二、第六條(一)は倉庫依り貨車乗迄小運搬、貨車請求及積込等の実務の一切は乙の責任に於て行うものとする。

三、第六條(二)は契約締結と同時に荷受別工場の内訳書を乙に交附し滞貨の一掃及入荷の急速実現化を図るものとする。

四、第八條

(1) 乙は契約後直に原草發送に要する一切の手続を完了し急速に發送実現化に努めるものとする。

(2) 甲は契約後直に還元品(十貫手拭六本)の發送に要する一切の実務を完了し直に發送する様努力するものとする。

(3) 還元品の対照となるべき數量は二四万八千八百八十九貫とする。

右要綱承認として本書二通を作成し記名調印の上当事者それぞれ一通を保有するものとする。

昭和二十四年四月一日

甲 東京都中央区木挽町四丁目三番地

遠藤 三次

乙 北海道札幌市北四條西一丁目

北海道販売農業協同組合連合会

会長 三浦 萬吉

## 別添(一)

### 昭和二十三年度蕁麻乾茎受渡契約書

遠藤三次(以下甲と称する)は北海道販売農業協同組合連合会(以下乙と称する)との間に昭和二十三年産野生蕁麻乾茎受渡について左の通り契約する。

#### 第一條 業務

(一) 甲は需要者の代理人として原草受渡事務及代金の支拂に当るものとする。

#### 第二條 規格

- (一) 靱皮に損傷のなきものとする。
- (二) 根本二寸刈取りのものであること。
- (三) 枝葉の一切つかざるものであること。
- (四) 乾茎の含水量は一六%を標準とする。

第三條 買入及價格

- (一) 甲は乙の集荷したる蕁麻乾茎を買入れるものとする。
- (二) 價格は販売業者販売額の統制額産地最寄駅倉庫渡  
買当り二十四円とする。

第四條 保管

- (一) 乙は甲に対し受渡しを完了する迄保管の責位を有するものとし保管中に生じたる盜難、腐敗、燒失その他受渡不能に陥りたる事故については乙の責任に於て解決するものとする。

第五條 減耗

- (一) 運搬、輸送の減耗を一割七分乙に於て負担するものとする。

(但し取引高税二%含む)

第六條 受渡

- (一) 受渡場所は産地最寄駅倉庫とする。但し乙は発送迄の実務について協力するものとする。
- (二) 甲、乙間の受渡は甲の予め作成せる荷受工場別内訳書に依るものとする。
- (三) 乙は管下町村農業協同組合をして出荷と同時に発送案内書を甲及び荷受者に送付するものとする。

第七條 貨車及運賃

(一) 貨車積は車扱を原則とするも事情止むを得ざる時は小口扱とすることが出来る。

(二) 車扱の場合は原草十吨に六〇〇貫十五吨に九〇〇貫を標準積載量とする。

(三) 運賃諸掛は着拂とする。

### 第八條 代金決済

(一) 原草代金は還元品代金と相殺するものとする。

(二) 還元品代金の相殺不足額は乙の責任に於て速かに支拂うものとする。

(三) 還元品の執準は原草十貫に対し手拭六本とする。

### 第九條 附則

(一) その他受渡しに關し重大な事項が発生した場合は其の都度甲、乙協議して取定めるものとする。

(二) 本契約の効力は契約を締結した日より発生する。

右要綱承認として本書二通作成し記名調印の上当事者それぞれ一通を保有するものとする。

昭和二十四年四月一日

甲 東京都中央区木挽町四丁目三番地

遠藤 三 次

乙 北海道札幌市北四條西一丁目

北海道販売農業協同組合連合会

会長 三 浦 萬 吉